

## 2024年の有効求人倍率 1.25 倍 3年ぶり低下 物価高が影響

厚生労働省が発表した2024年平均の有効求人倍率は1.25倍で、前年から0.06ポイント下がりました。前年を下回るのは3年ぶりです。物価高による原材料費の高騰に対応するため、求人を控える動きがありましたが、担当者は「水準は依然高い」としています。

有効求人倍率は、全国のハローワークに登録している求職者1人あたり何件の求人があるかを示します。24年は月平均の有効求職者数が前年比1.1%増の約193万人、有効求人数が同3.3%減の約241万人でした。求人が減った要因について厚労省の担当者は、原材料費の高騰を受けて建設業や製造業が抑制したほか、23年は新型コロナウイルスの5類移行で宿泊・飲食業が上向き、その反動があったとみています。

なお、十勝管内においても昨年12月の有効求人倍率は1.03倍となっており、前年から0.10ポイント下がり、23か月連続で前年同月を下回っています。

## 日本で働く外国人労働者 去年 230 万人超で過去最多

日本で働く外国人労働者は去年230万人を超え、12年連続で過去最多を更新したことが厚生労働省のまとめでわかりました。外国人労働者の職場環境の改善などにつなげようと、国は2007年から外国人を雇い入れた企業や個人事業主に対して、ハローワークへの届け出を義務づけています。

厚生労働省によりますと、去年10月末時点で日本で働く外国人労働者は230万2587人でした。前の年の同じ時期に比べて25万3912人増え、率にして12.4%の増加で2013年から12年連続で過去最多を更新しました。国籍別にみると、ベトナムが57万708人と最も多く、全体のおよそ4分の1を占め、次いで中国が40万8805人、フィリピンが24万5565人でした。

一方、前の年からの増加率では、多い順にミャンマーが61%、インドネシアが39.5%、スリランカが33.7%などとなりました。人手不足の解消につなげようと2019年度に始まった建設業や介護など16の分野で専門の技能があると認められる「特定技能」の在留資格で働く人は20万6995人でした。

厚生労働省は「人手不足などを背景に外国人労働者が増加しているとみられる。特に医療・福祉や建設業の増加率が高くなっている」とコメントしています。

## ストレスチェック 全事業所で義務づけへ報告書まとめる 厚労省

厚生労働省の審議会は、働く人のメンタルヘルス対策を強化するため、すべての事業所でストレスチェックの実施を義務づけることなどを盛り込んだ報告書をまとめました。報告書によりますと働く人のメンタルヘルス不調を未然に防ぐため、現在、従業員50人以上の事業所に実施を義務づけるストレスチェックについて、その対象をすべての事業所に拡大する方針です。仕事の強いストレスなどで精神障害となり労災と認められた人が2023年度に883人と過去最多となる中、小規模な事業所も含めてストレスチェックを行うことでメンタルヘルス対策を強化するねらいがあります。



- 馬追い運動（音更町） -

## ◆ ご存知ですか？ ◆

### 【 ストレスチェック制度 】

ストレスチェック制度とは、労働者のストレスの状況を把握し、メンタルヘルス不調を未然に防止することを目的とした制度です。ストレスチェック制度では、労働者が質問票に回答し、その結果を基に医師や保健師などがストレスの程度を評価します。評価結果に基づいて、高ストレス者には医師による面接指導が行われます。ストレスチェック制度の目的は労働者のストレスの程度を把握し、ストレスへの気づきを促す、職場環境の改善につなげる、働きやすい職場づくりを進める等となっており、現行法では、常時使用する労働者数が50人以上の事業場で実施が義務付けられています。

## 事務所より

例年にない雪の少なさとなっていた今冬の十勝ですが、今までの分を取り返すような記録的な大雪が降ってしまいましたね。全国ニュースでも何度も帯広の地名が出ていましたが、一晩で120cmを超える驚きの積雪があり、前日までほとんど雪がなかった光景とはまさに一変してしまいました。十勝は北海道の中では割合雪が少ない地域とは言われていますが、十勝地方の忘れた頃に降るドカ雪を予想されている方も多かったのではないのでしょうか？ただ、ここまでの大雪は予想外だったかと思います。北海道の冬らしい光景とはいえ、ちょっと降り過ぎですね・・・

マイナビ転職が管理職を対象に行った「管理職の悩みと実態調査」結果によりますと、「管理職になって良かった」と感じる人は60.8%で、係長・チーム長クラスでは51.5%、本部長クラスは80.0%で、役職が上がるほど「良かった」と感じる人が多い傾向にあることがわかりました。管理職としての悩みは「マネジメント業務の負荷」28.1%、「ハラスメントと言われるのを避けたい」27.0%などとなっています。ここ最近では若年労働者を中心に責任や負担を被りたくないといった傾向から管理職になるのを避ける動きがあると言われていますが、こういった調査を見る限り、管理者になった後にどういった環境の変化があるか、仕事の質が変わるかによって、意識の持ち方が全く変わってくるように思います。経営者側としては、社内体制的に管理者を機械的に選任するだけでなく、管理者になった後の職務の内容や責任の度合いを認識してもらった上で、やりがいを持てるような管理職業務を行ってもらい、管理職ならではの負担や悩みを具体的にフォローしていく組織づくりが重要になるかと思います。

## 業務内容

### 社会保険労務士業務

- ・ 労働保険・社会保険の事務手続代行
- ・ 就業規則、給与規程等諸規則の作成・変更
- ・ 人事・労務管理に関する相談・指導
- ・ 給与計算
- ・ その他労働社会保険諸法令に基づく申請書の作成・届出手続

### 行政書士業務

- ・ 建設業許可申請手続
- ・ 建設業決算報告書作成、経営状況分析申請、経営事項審査申請手続
- ・ 指名競争入札資格審査申請手続
- ・ 産業廃棄物収集運搬業許可申請手続
- ・ その他官公署に提出する許認可申請書類作成手続

今年の4月から段階的に改正育児・介護休業法が施行されます。改正内容としては、看護休暇の見直し、残業免除の対象拡大、柔軟な働き方を実現するための措置等が盛り込まれております。男性の育児休業取得も急速に増えていますので、会社の適切な対応が求められます。育児介護休業規程の改定を含め、ご不明な点等ありましたら、ご連絡ください。

